

平成 27 年 5 月 29 日

CCB 工法施工管理技術者の皆様へ

CCB 工法協会

## CCB 工法施工管理技術者資格 更新研修の実施について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

CCB 工法協会では、CCB 工法を適用する作業所に、本工法を十分理解していると協会が認定した CCB 工法施工管理技術者による施工指導を義務付けています。CCB 工法施工管理技術者の称号は、本工法協会が実施する講習会を受講（5 年毎に更新）し、さらに試験によって相応レベルの工法の知識・技術を保有していると認定された方に与えられます。

CCB 工法施工管理技術者の登録制度は 2012 年に発足してから約 3 年が経過し、現在までに 183 名の方々が登録されています。登録制度の発足当初は、3 年毎の研修受講を計画していましたが、昨年度の協会会則改訂にもとづき、現在は 5 年毎の研修受講に変更しておりますのでご注意ください。なお、更新研修受講に先立ち、当該期間内に実施した施工記録（施工計画書・結果報告書：1 案件以上）の工法協会への提出が必須条件となります。

つきましては、CCB 工法施工管理技術者資格の更新研修を 2017 年 5 月より実施いたしますので、登録更新の際には必ず研修を受講して頂きますようお願い申し上げます。なお、2017 年 5 月の研修会（第 1 回）の受講対象者は、登録年月が 2012 年（平成 24 年）4 月および 11 月の 36 名の方々です。資格者証の登録有効期間と研修受講時期について下記に示しますので、ご一読頂ければ幸いです。

敬具

### CCB 工法施工管理技術者資格の登録有効期間と研修受講時期

